

答 申 個 第 1 0 号

平成25年7月11日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 市 川 正 人

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年3月18日付け児福第8036号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

児童記録の個人情報一部開示決定についての異議申立てに対する決定（諮問個第18号）

## 1 審査会の結論

実施機関が非開示とした部分（ただし、4(3)の実施機関が認容を予定している部分を除く。）のうち、別表に掲げる部分については、開示すべきである。

## 2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成24年12月12日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第2項の規定により、異議申立人の子の法定代理人として「児童記録」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、当該請求に係る個人情報として、異議申立人の子に係る「記録」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、本件公文書のうち、「開示請求者以外の個人の情報」の部分（以下「本件非開示部分」という。）を開示せず、その他の部分を開示するとの個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）をし、平成24年12月26日付けで、その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

条例第16条第2号に該当

開示請求者以外の個人の情報については、開示することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

- (3) 異議申立人は、平成25年2月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

## 3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 実施機関の主張

個人情報一部開示決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 児童相談所の目的及び虐待通告受付時の主な対応

児童相談所は、児童に関する家庭その他からの相談に応じ、児童が有する問題又は子どもの真のニーズ、児童の置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の児童や家庭に最も有効な援助を行い、もって児童の福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的

とする、児童福祉法第12条に基づいて設置された行政機関である。

児童相談所が、児童虐待に関する相談・通告を受理した場合、児童の虐待の防止等に関する法律に基づき、関係機関（者）の協力も得ながら当該児童の安全の確認を行うとともに、児童や保護者の状況、養育環境等に関する調査を関係機関（者）の協力を得て実施する。それらの調査結果に基づき、虐待判定会議を開催し、虐待の有無や一時保護の要否判断（児童の安全を緊急に確保するため一時保護を先行して実施している場合もある）、今後の処遇方針を決定する。

(2) 本件公文書について

児童記録は、児童相談所が相談対象児童ごとに作成するものである。

児童記録には、異議申立人の通告・相談内容に加えて、保護者や親族、関係機関（者）から聴取した児童や保護者の養育状況等の情報、現認した児童の状況等の調査内容、それに対する担当者の所見、児童相談所の処遇方針、処遇内容を記載している。

記載された調査内容の中には、相談者以外の保護者や関係機関（者）の個人情報も含まれている。

(3) 本件異議申立ての一部について認容を予定している部分について

面接時の担当司の所感の部分について、個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため、条例第16条第2号に該当するため非開示としていたが、異議申立てを受けて再検討した結果、条例第16条第2号に該当しないと判断したため、当該部分については、異議申立てを認容する予定である。

(4) 条例第16条第2号に該当することについて

ア 本件公文書のうち、児童相談所が保護者から聴取した主観的な認識や意見を表明した部分については、内心の事項に関するものと判断され、他人に知られたくないものと認められる。

イ 児童相談所が関係機関から得た情報のうち、関係機関が聴取した保護者の意見及び関係機関の対応内容等についてもアと同様に、当該保護者にとって通常他人に知られたくないものと認められる。

ウ 児童相談所が関係機関から得た情報のうち、関係機関への匿名の相談者が識別され得る部分及びその相談内容等については、相談者にとって、明らかに他人に知られたくないものと認められる。

よって、異議申立人以外の個人のプライバシーを保護するため、本件公文書の一部を非開示にすることとした。

(5) 異議申立人の意見書には、児童の「精神的苦痛を解消し、抑圧状態を治癒することが必要である」ため開示すべき旨が述べられているが、児童の保護者の父方親族に対する認識や教

育環境，児童の保護者の感情や行動の部分であるため，異議申立人が主張するような児童の生命，身体，健康，生活又は財産を保護するため，開示すべき部分とは言えないと考える。

## 5 異議申立人の主張

異議申立書，意見書及び陳述書によると，異議申立人の主張は，おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 「記載された調査内容の中には，相談者以外の保護者や関係機関（者）の個人情報も含まれている」との回答だが，本事案は警察官が虐待を受けた児童の状況を現認し，署長が児童相談所への通告が妥当と判断し，通告を行った事案であり，さらにこの虐待に関連して刑事事件まで発生している。

関係機関であれば公務として行っておりプライバシーの侵害には該当しないはずである。

- (2) 現時点においても虐待の影響が消え去ることなく，児童自身が「頭がぐしゃぐしゃになる」と話すような状態にある。連れ去られた当時児童はかなり精神的に混乱した状況にあり，虐待を受けた直後にどのような状態に置かれていたかを確認し，しかるべき医者にかかり，現在も続いている精神的苦痛を解消し，抑圧状態を治癒することが必要であると考えている。児童の受けた心の傷を癒してやるには虐待を受けた当時の状況をできる限り詳しく調べ，児童がどのような状況，環境に置かれていたかを把握し，理解したうえで治療にあたることができないかと考えている。そのためにも，非開示とされている当時の児童記録の開示がどうしても必要となる。

児童の治療につなげることを目的として状況を把握したいので，プライバシーの侵害のおそれがあるのであれば個人名，住所等個人を特定する情報を非開示にしたうえで児童が置かれていた状況を開示することを求める。

- (3) 児童相談所の判断は「虐待は認められない」という結果であることが判明したが，申立人宅から暴力的に連れ去られた後（2週間経過後）に児童と面会した担当司は児童の虐待を「現認してはいなかった」ということが判明している（遅きに失し，傷痕は消えていた）。申立人の他に虐待行為を事実として傷跡を直接現認したのは警察官のみである。

虐待の事実を明らかにする警察署からの児童通告書を受けながら，虐待及び違法な連れ去り行為を行った側からの一方的な聞き取りによる調査しか行わず，実態を正確に把握することができなかった児童相談所の対応には大きな疑問を感じざるを得ない。

## 6 審査会の判断

当審査会は，実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し，次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、児童相談所が相談対象児童ごとに作成するもので、異議申立人の通告・相談内容に加えて、保護者や親族、関係機関（者）から聴取した児童や保護者の養育状況等の情報、現認した児童の状況等の調査内容、それに対する担当者の所見、児童相談所の処遇方針、処遇内容等が時系列的に記載されている。

(2) 審議の対象について

ア 実施機関は、原処分で非開示とした面接時の担当司の所感の部分（17ページの1行目の非開示とした部分。4(3)を参照）については条例の非開示情報に該当しないとして、認容を予定しているとする。

イ したがって、当審査会においては、当該部分については、条例の非開示情報に該当するかどうかの検討を行う必要はないと判断し、それ以外の部分について検討を行うこととする。

(3) 条例第16条第2号該当性について

実施機関は、本件非開示部分について「児童相談所が保護者から聴取した主観的な認識や意見を表明した部分」、「関係機関が聴取した保護者の意見及び関係機関の対応内容等」及び「関係機関への匿名の相談者が識別され得る部分及びその相談内容等」の3つの部分からなると主張しているため、以下、それぞれの部分の条例第16条第2号該当性について検討する。

ア 「児童相談所が保護者から聴取した主観的な認識や意見を表明した部分」について

(ア) 当該部分には、児童相談所が児童の保護者から聞き取った本件の児童虐待通告事案に係る主観的意見や今後の対応についての考え方が記載されている。

これらの記載内容は、児童の保護者が児童相談所の求めに応じ、自らの精神状態を含む個人的事情や通告内容等に関する考えを述べたものを、児童相談所の担当司がまとめた記録であり、基本的には、通常他人に知られたいと認められるものに該当する。

(イ) ただし、16ページの5行目から7行目までの部分については、14ページの7行目及び8行目にあるほぼ同内容の記載が既に開示されているとともに、当該保護者の事実に関する認識を示しただけであり、通常他人に知られたいものとは認められず、条例第16条第2号に該当しないと判断する。

(ウ) 次に、20ページの13行目から15行目には、異議申立人が知り得ている家庭裁判所での審理の内容と当該審理に関する児童の保護者の感想が記載されているが、当該感想は、通常予想される当事者としての当然の反論であり、審理の内容共々、通常他人に知られたいものとは認められず、条例第16条第2号に該当しないと判断する。

イ 「関係機関が聴取した保護者の意見及び関係機関の対応内容等」について

当該部分は、保護者が自らの精神状態も含め関係機関に語った個人的心情とそれに対し関係機関が受けた印象が記載されたものであり、通常他人に知られたいものと認められ、条例第16条第2号に該当すると判断する。

ウ 「関係機関への匿名の相談者が識別され得る部分及びその相談内容等」について

当該部分には、相談者の氏名が知り得る部分、相談内容及び担当者が受けた印象が記載されている。匿名の相談は、匿名であること自体が他人に知られたくないとの意思表示であることは明確であり、条例第16条第2号に該当すると判断する。

(4) 条例第16条第2号ただし書該当性について

異議申立人は、児童の治療につなげるため、当時児童がどのような状態に置かれていたかを知りたいとして、本件非開示部分の開示を求めている。これは、条例第16条第2号ただし書の「人の生命、身体、健康、生命又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当すると主張しているものと解される。

しかしながら、上記(3)のとおり、本件非開示部分は、児童の保護者の考えや個人的心情その他の情報であり、当該児童が当時どのような状態に置かれていたかを知ることができる情報とは言えない。したがって、非開示部分は、条例第16条第2号ただし書に該当すると判断することはできない。

(5) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成25年3月18日 諮問（諮問個第18号）

4月 8日 実施機関からの理由説明書の提出

5月 2日 異議申立人からの意見書の提出

5月15日 実施機関の職員の理由説明（平成25年度第1回会議）

6月18日 異議申立人からの陳述書の提出

6月19日 審議（平成25年度第2回会議）

7月10日 審議（平成25年度第3回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 市川 正人）

(別表)

開示すべき部分	
16 ページ	5 行目から 7 行目まで
20 ページ	13 行目から 15 行目まで